



JAPAN CYCLING FEDERATION

SECRETARIAT: c/o JITENSHA-SOGO Bldg, 3-3-1, KAMI-OSAKI, SHINAGAWA-KU, TOKYO 141-0021, JAPAN
TEL; +81-3-6277-2690 FAX; +81-3-6277-2691 e-mail: cycling@japan-sports.or.jp

競技規則の解釈について【補足】

シクロクロスにおけるタイヤ幅規定の運用 (2015/12/25)

競技大会時に、ゲージ等で実測した結果最大幅が規定の 33mm を超えるものであっても、33mm の製造者表示を確認できるタイヤについては競技における使用を認めてよいものとする。

ハンドルバーの下限 (2015/6/24)

ハンドルバーの下限は、原則として前後輪の上端から 10cm 下を通る水平線までとされる。ただし、2014 年版の「UCI 技術規則明確化ガイド」において、ハンドルバーに手を触れる位置を前後輪の上端を通る水平線まで下げることが認められている。

JCF 規則においては、身体形態上の理由で必要な場合は、必要な範囲でさらに下げることにも認めているが、UCI 規則を適用する国際競技大会においては、さらに下げることが認められないことがあるので、注意すること。

チーム・スプリントの交代 (2014/8/27)

チーム・スプリントは先頭交代をパーシュート・ライン(中央線)からその先 15m までの範囲で行なわなければならない。この場合、前走者がパーシュート・ラインに達しないうちにスプリンター・レーンの外に出ることは、(前走者の後輪後端に後走者の前輪前端がオーバーラップしない限り)認められる。

オムニアムにおける警告の累積 (2014/8/27)

オムニアムはトラック競技の一種目である。したがって、警告は、オムニアム種目として累積する。たとえば、スクラッチにおいて警告を 1 回受けた競技者は、ポイントレースでさらに警告を受けた場合、累積 2 回となり失格となる。

ホイールバランスに関する競技規則の解釈について (2014/5/9)

バランス調整のためにホイールに付加物を固定すること自体は、競技規則上許容されると解釈される。ただし脱落等によって競技者自身や他の競技者に危険を及ぼすおそれがある場合は、JCF 規則第 16 条に抵触するものとして、大会時にコミッセールによって出走を拒否される場合もあり得る。

また、空気抵抗を減ずる目的の付加物は同条項により禁止されているので、充分注意されたい。

MTB 規則 (2014/4/5) - UCI 規則 4.2.045~49, JCF 規則第 92 条 2.(6)1~4

マウンテンバイク・クロスカントリー競技において認められる技術支援は、①補給 / 技術支援ゾーンにおいて行なわれること、②競技者自身、チーム・メイト、チーム・メカニシャンにより行なわれること、を重要な判断基準とする。

この技術支援の際に使用される部品の所有権の帰属は問わない。